

宇多津町令和3年度保育料徴収基準額表

I 保育所等（2号認定、3号認定子ども）

（月額、単位：円）

階層		3歳未満		3歳		4歳以上	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護	0	0	0	0	0	0
B	住民税非課税	0	0	0	0	0	0
C1	均等割のみ課税	14,000	13,700	0	0	0	0
C2	1～	18,000	17,600	0	0	0	0
D1	48,600～	23,000	22,600	0	0	0	0
D2	72,000～	29,000	28,500	0	0	0	0
D3	97,000～	35,000	34,400	0	0	0	0
D4	130,000～	39,000	38,300	0	0	0	0
D5	169,000～	42,000	41,200	0	0	0	0
D6	250,000～	44,000	43,200	0	0	0	0
D7	301,000～	47,000	46,200	0	0	0	0
D8	397,000～	50,000	49,100	0	0	0	0

（備考）

・この表の階層区分B1からD8における「階層」とは、地方税法に適用がある住宅借入金等特別控除、寄附金控除、配当控除及び外国税額控除を差し引く前の市町村民税所得割額及び均等割額をいう。

1 B階層に認定された世帯で、次に掲げる世帯に該当する場合には、申請に基づき徴収金（保育料）基準額を免除する。

(1) 母子、父子世帯等

母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯

次に掲げる児（者）を有する世帯。

- ① 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
- ② 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者。
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
- ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

2 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金（保育料）の額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記2に掲げる施設を利用している就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	徴収金（保育料）基準額表に定める額
イ 上記2に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	徴収金（保育料）基準額表×0.5
ウ 上記2に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円

（注）10円未満の端数は切り捨てる。

3 子ども・子育て支援法施行規則の規定に基づき、低所得者向けの減免措置を講ずる。

(1) 算入する所得割額の合計が計57,700円未満である場合は、2に挙げる多子カウントの制限を撤廃する。

(2) 母子、父子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯に該当し、かつ算入する所得割額の合計が77,101円未満の場合は、多子カウントの制限を撤廃した上で、第1子をB階層の保育料と同額とし、第2子以降の保育料は全額免除する。

4 香川県第3子以降保育料減免事業実施要綱に基づき、現に扶養する子が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である児童の保育料および副食費を減免する。

5 この表における3歳未満児、3歳児及び4歳児以上の定義は、次のとおりとする。

年齢区分	定義
3歳未満児	保育実施がとられた年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなすものとする。
3歳児	保育実施がとられた年度の初日の前日において4歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳児とみなすものとする。
4歳児以上	保育実施がとられた年度の初日の前日において4歳または、5歳に達している児童をいう。

6 保育料の徴収については、「宇多津町保育料負担金収納事務の私人委託に関する事務取扱要綱」に基づき各保育所（園）に委託するものとする。

II 幼稚園等（1号認定子ども）

（月額、単位：円）

階層区分		第1子	第2子	第3子以降
第1	生活保護	0	0	0
第2	非課税世帯	0	0	0
	均等割のみ課税世帯	0	0	0
第3	77,100円以下	0	0	0
第4	211,200円以下	0	0	0
第5	211,201円以上	0	0	0

（備考）階層区分第1から第5における「階層」とは、地方税法に適用がある住宅借入金等特別

控除、寄附金控除、配当控除及び外国税額控除を差し引く前の市町村民税所得割額及び均等割額をいう。

- 1 年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合は、年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントする。
- 2 第1子全額負担、第2子半額、第3子以降は無料とする。
- 3 子ども・子育て支援法施行規則の規定に基づき、低所得者向けの減免措置を講ずる。
- 4 香川県第3子以降保育料減免事業実施要綱に基づき、現に扶養する子が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である児童の保育料および副食費を減免する。

Ⅲ その他事項

- I、IIのほか保育料徴収基準額に関して必要な事項は宇多津町が別に定める。